

令和 8 年 9 月 3 日

令和 8 年度 筑後川水系渇水調整連絡会 第 2 次渇水調整

I 渇水調整の背景

筑後川流域では梅雨明け以降少雨傾向にあり、8 月の月間降水量は江川ダムが管理開始した昭和 50 年以降最少であった。

令和 8 年 8 月 21 日から第 1 次渇水調整に取り組んでいるが、その後においても少雨傾向が続き、主要利水 6 施設（江川ダム、寺内ダム、筑後大堰、合所ダム、大山ダム及び小石原川ダム）合計貯水量は 4 割を下回り、減少傾向が継続している。

今後、この状況が継続すれば、水利用の制限による市民生活や経済活動への影響が懸念されるため、更なる渇水対策が必要な状況である。

このような状況を受けて、福岡県及び佐賀県から筑後川水系渇水調整連絡会の開催要請があり、以下のとおり、各水利使用者間の総合的な水運用のため第 1 次渇水調整に引き続き、今回、第 2 次渇水調整を行うものである。

II 渇水調整事項

1. 主要利水 6 施設の貯留水延命のため、福岡県及び佐賀県は、かんがい用水使用者、水道事業者等に対し自主節水の継続を促すとともに、9 月 4 日から、同時期の実績取水量に対し、福岡地区水道企業団は 30%、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団は 3% の取水制限を実施する。また、一層の域内水源の活用や取水制限強化に向けた検討を行う。
2. 主要利水 6 施設の貯留水延命のため、福岡地区水道企業団は、9 月 4 日から山口調整池の貯留水を使用し、筑後川からの取水量を極力低減させるものとする。
3. 主要利水 6 施設の貯留水を効率的に活用するため、全ての利水容量を統合運用する。
4. 関係機関は、筑後川に係る水の利用者に対して、一層の節水を促すよう啓発活動を行う。